

「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行及び防じんマスクの規格の適用について」
の対応方針について

平成 30 年 5 月 22 日
公益社団法人 産業安全技術協会
検定部長

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の検定業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「防じんマスクの規格」、及び「機械等検定規則」の一部を改正の告示が平成 30 年 4 月 25 日に公示され、また、これらに係る [「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行及び防じんマスクの規格の適用について」](#)（基発 0426 第 4 号）が当協会長宛に、平成 30 年 4 月 26 日に発出されました。当協会は、従来からの防じんマスクに対して、今回新たに追加された「吸気補助具付き防じんマスク」の型式検定を同年 5 月 1 日付けで開始したところでございますが、当該型式検定の実施に関して、機械等検定規則及び基発 0426 第 4 号の一部について当協会から厚生労働省に問い合わせ、確認した事項につきまして、「対応方針」として定めましたのでご確認いただきますようよろしくお願いいたします。本件に関しまして、ご不明な点等がございましたら、呼吸用保護具評価室までお問合せ願います。

申請者様におかれましては、引き続き当協会の検定業務にご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

【対応方針 1】

(文書箇所)
機械等検定規則 様式第 11 号(3) (甲) 備考 5
「・・・型式検定合格標章を表示する場合にあつては、・・・、複数の型式検定合格標章を <u>同一のもの</u> に表示できること。・・・」
(当協会の対応方針)
型式検定合格標章 (甲) は複数を貼付等で表示することが可能とする。ただし、原則として、表示する標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲とすることを申請図面に記載する。

【対応方針 2】

(文書箇所) 機械等検定規則 様式第 11 号(3) (乙) 備考 4
「紙等に型式検定合格標章を表示する場合にあっては、・・・、複数の型式検定合格標章を <u>同一の紙等</u> に表示することができること。・・・」
(当協会の対応方針)
型式検定合格標章 (乙) は複数を貼付等で表示することが可能とする。ただし、原則として、表示する標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲とすることを申請図面に記載する。

【対応方針 3】

(文書箇所) 基発 0426 第 4 号 第 1-2(2)
「・・・これにより、型式検定合格標章が製品からはみ出すこと及びそれによる剥がれを防ぐ効果が期待されること。」
(当協会の対応方針)
従来のおおり、標章を貼付する場合は、点付けなどのような容易に剥がれることが予測される貼付方法ではなく、剥がれにくい貼付方法とする。

【対応方針 4】

(文書箇所) 基発 0426 第 4 号 第 1-2(6)、(7)、及び機械等検定規則 様式第 11 号(3) (甲) 備考 4(1) (通達と検定則様式の不整合箇所の対応について)
(当協会の対応方針)
吸気補助具付き防じんマスクの型式検定合格標章は 「DR 直 補 RS2」または「DR 直補 RS2」 のように記載する。

【対応方針 5】

(文書箇所) 基発 0426 第 4 号 第 1-3 附則関係
「・・・改正前の様式に基づく型式検定合格標章は、改正後の様式による型式検定合格標章とみなすものであること。」
(当協会の対応方針)

改正後の規定と整合しない合格標章について、5月1日以降の更新検定までの製造品については経過処置として改正前の合格標章の使用に対して不適切の旨の指摘を行わないが、申請者は5月1日以降の更新検定で合格標章の変更を行うとともに、改正後の規定に基づいた合格標章に変更する必要がある。ただし、そのためだけの繰上げ更新検定は不要とする。

【対応方針6】

(文書箇所)
吸気補助具付き防じんマスクの新規検定申請書の記載方法
(当協会の対応方針)
吸気補助具付き防じんマスクの新規検定申請書の種類の欄の記載方法は「吸気補助具付き直結式防じんマスク（半面形、RL2）」のように記載することとする。吸気補助具付き防じんマスク以外のものについては従来のと通りの記載方法とする。

【対応方針7】

(文書箇所)
吸気補助具付き防じんマスクの型式検定合格証の記載方法
(当協会の対応方針)
吸気補助具付き防じんマスクの型式検定合格証の種類の欄の記載方法は「吸気補助具付き直結式（半面形）」のように記載することとする。吸気補助具付き防じんマスク以外のものについては従来のと通りの記載方法とする。

以上